平成２５年（再イ）第５９号

北九州市八幡西区大字本城3403番地１　207号

再生債務者　山本　眞人

1　決議に付する再生計画案　平成25年12月20日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月28日まで

平成26年１月７日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第６１号

北九州市小倉北区大門２丁目３番18―603号

再生債務者　石原　涼子

1　決議に付する再生計画案　平成25年12月26日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月28日まで

平成26年１月７日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第４０号

広島県大竹市黒川２丁目15番14号

再生債務者　靏川　貴紀

1　決議に付する再生計画案　平成25年12月13日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月４日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月４日まで

平成26年１月７日

広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第２４号

北海道苫小牧市日の出町１丁目１番４―303号

再生債務者　関根　靖夫

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年１月６日

札幌地方裁判所苫小牧支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再口）第１０号

埼玉県三郷市早稲田３丁目15番地１　グリーンパーク早稲田Ｖ―402号

再生債務者　山本　　惠

1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年１月27日まで

4　一般異議申述期間　平成26年２月10日から平成26年２月17日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再口）第４９号

大阪市住之江区新北島５丁目１番65号

再生債務者　奥田　茂樹

1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年２月３日まで

4　一般異議申述期間　平成26年２月６日から平成26年２月20日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再口）第７号

山形市大字上椹沢25番地

再生債務者　金子　重之

1　決定年月日時　平成26年１月７日午後２時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年２月４日まで

4　一般異議申述期間　平成26年２月18日から平成26年３月４日まで

山形地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再口）第４号

秋田県湯沢市材木町１丁目１番17号

再生債務者　髙橋　桂悦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月28日まで

平成26年１月７日　秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（再口）第５号

秋田県湯沢市材木町１丁目１番17号

再生債務者　髙橋　睦子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月26日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月28日まで

平成26年１月７日　秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（再口）第４３号

大阪市東淀川区豊里１丁目６番３号パルクサザンクロス103号

再生債務者　野田　龍二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年２月３日まで

平成26年１月６日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再口）第１００６７号

千葉県市川市相之川２―12―16

再生債務者　玉木　　優

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月６日

東京地方裁判所民事第20部

会社公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アドアリーズ（住所東京都渋谷区神宮前四丁目一一番六号）に対して当社のＢａａＳ事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月八日

掲載頁　六十三頁（号外第三号）

平成二十六年一月十六日

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番二〇号

ピーシーフェーズ株式会社

代表取締役　吉田　和弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社エクシールエナジーマネジメントとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月十六日

東京都中央区銀座一丁目九番五号

合同会社ｚｅｅｋ

代表社員　株式会社エクシール

職務執行者　鈴木　雅之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月十六日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一〇号

合資会社小田原屋

代表社員　吉村　勝子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月十六日

愛知県瀬戸市川西町二丁目五二番地

陶楽自動車工業合資会社

代表社員　兼田　元雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年一月十六日

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷一丁目一六番一号

株式会社ＭｕＭＩＬ

代表取締役　小川　賀美